

社会福祉法人青森県共同募金会共同募金助成要綱

(助成の目的)

第1条 共同募金の助成は、社会福祉法の所定の条項に従い、寄付者の意思を尊重して適正公平かつ地域福祉の推進に効果のある事業に助成することを目的とする。

(助成の対象団体)

第2条 共同募金の助成は、本県内において地域福祉の推進を図るための社会福祉活動及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を実施する者で、共同募金運動に協力し、且つ次の要件に適合するものでなければならない。

- (1) 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う法人
- (2) 更生保護事業法に規定する更生保護事業を行う法人
- (3) 県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会
- (4) 特定非営利活動法人及びボランティア団体
- (5) その他、社会福祉法人青森県共同募金会（以下「本会」という。）が特に必要と認めた団体等

(助成事業の種類)

第3条 助成の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉活動公募助成事業
- (2) 地域福祉活動推進重点助成事業
- (3) 県域社会福祉団体支援助成事業
- (4) 社会福祉施設等整備支援助成事業
- (5) 市町村社会福祉協議会助成事業
- (6) 地域歳末たすけあい募金助成事業
- (7) その他本会が必要と認める助成事業

(助成の原則)

第4条 共同募金の助成は、前条に定める当該事業の助成要領（以下「要領」という。）に基づき、募金年度の翌年度において実施する事業に対して行う。ただし、NHK歳末たすけあい及び地域歳末たすけあい運動に係る助成金、災害準備金取崩金による助成及びその他緊急の必要がある場合についてはこの限りではない。

- 2 共同募金の助成は、借入金の償還又は利息の補てんについては、これを対象としない。

(助成の申請)

第5条 当該事業の助成要領に定める手続きに従って、市町村共同募金委員会を經由し、共同募金助成申請書（様式第1号）を本会に提出しなければならない。

(助成の審査)

第6条 本会は、前条の申請があった時は、書類の審査を行うほか、必要に応じて現地調査を行う。

(社会福祉法人青森県社会福祉協議会の意見)

第7条 本会は、配分委員会が作成した助成計画に関して社会福祉法第117条の規定により、あらかじめ社会福祉法人青森県社会福祉協議会に文書により意見を求めるものとする。

(助成の決定)

第8条 前条の助成計画に基づき、本会理事会、評議員会による議決により、交付する助成金を決定し、決定後、申請をした者に通知する。

2 決定の通知をする場合において、助成金の使途の適正を確保するために、当該団体が守らなければならない条件等を付することができる。

(助成額の調整)

第9条 助成額の決定は、前条によることを原則とするが、募金の実績額等により必要に応じて助成計画を調整する。

(助成金の交付)

第10条 助成金は、助成決定通知の後に交付する。

(事業計画の変更)

第11条 助成決定後、やむを得ない事情により本会が指定した事業について変更したい時は、事業着手前に共同募金助成事業変更申請書（様式第2号）を市町村共同募金委員会を經由して本会に提出し、その承認を受けなければならない。

(流用の禁止及び経理)

第12条 助成金は、助成目的に反して他の用途へ使用してはならない。

2 助成事業に関する経理は、他と明確に区分し、適正に処理しなければならない。

(事業の使途報告)

第13条 助成事業が完了したときは、事業完了報告書(様式第3号)を本会に提出しなければならない。

(助成の取消)

第14条 次に掲げる事項に該当するときは、助成の決定を変更もしくは取消し、または助成金の全額もしくは一部を本会に返還させることができる。

- (1) 助成決定後、助成事業を一部休止または廃止した場合
- (2) 助成金を指定された事業以外に使用した場合
- (3) 事業と相違した助成申請または使途報告を行った場合
- (4) 経理状況が極めて不良と認められた場合
- (5) その他、本会の指示に従わない、または不相当と認められた場合

(歳末たすけあい募金)

第15条 地域歳末たすけあい運動及びNHK歳末たすけあいの助成については、別に定める。

(助成金の監査)

第16条 本会が助成事業の実施の適否及びその成果に関し監査を行うときは、これに応じなければならない。

(物件の管理)

第17条 助成事業により取得した物件の管理期間は、助成事業の完了する日の属する年度の終了後5年間とする。また、管理期間内において、取得した物件の譲渡、交換、又は貸付けをしてはならない。ただし、本会が必要と認めた場合は、その期間を短縮することができる。

(適用除外)

第18条 特定の団体を指定した寄付金の助成については、この要綱は、適用しないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、本要綱施行日以前に交付されている助成金については、適用しない。
- 2 社会福祉法人青森県共同募金会配分規程(平成17年4月1日施行)及び青森県赤い羽根共同募金地域福祉活動配分実施要綱(平成17年3月29日施行)は、平成28年3月31日をもって廃止する。